

令和5年12月11日

取手市議会議長
金澤克仁 殿

デモテック戦略特別委員会
委員長 落合 信太郎

委員会中間報告書

本委員会に付議された事件について、会議規則第45条第2項の規定により、下記のとおり中間報告いたします。

記

1 審査事件名

- ・デモテック宣言に基づく四者連携協定事業に関する事。
- ・ICTを活用した議会運営・活動、議員活動に関する事。

2 審査の経過

設置後、20回開催。

回	開催年月日	審査内容
第1回	令和2年 9月4日	・正副委員長の互選。委員長に落合信太郎、副委員長に海東一弘が就任。また、次回の委員会への参考人の出席要請を協議。
第2回	9月15日	・参考人として、地域経営推進センター代表理事の中村 健氏、東京インタープレイ株式会社代表取締役社長の米田英輝氏、早稲田大学マニフェスト研究所ローカル・マネージャーの長内紳悟氏（いずれも肩書は開催年月日時点の内容。以下同じ。）に出席いただき、デモテック戦略行動計画について討議するとともに、3日間かけてオンラインを活用した模擬議会を開催することを決定。
第3回	9月23日	・オンラインを活用した模擬議会の運営について協議。
第4回	10月27日	・3日間にわたり行ったオンラインを活用した模擬議会を踏まえ、課題の調査方法について協議。
第5回	令和3年 1月20日	・オンライン議会の課題調査の手法について協議。
第6回	2月9日	・オンライン議会の課題調査として、見直しが必要と考えられる取手市議会会議規則の条項について協議。（オンライン開催）

第7回	2月18日	・オンライン議会の課題調査として、見直しが必要と考えられる取手市議会会議規則及び取手市議会基本条例の条項について協議。(オンライン開催)
第8回	3月11日	・オンライン議会の課題調査として、見直しが必要と思われる取手市議会会議規則の条項について協議。(オンライン開催)
第9回	3月26日	・オンライン議会の課題調査として、見直しが必要と思われる取手市議会会議規則の条項について協議。
第10回	4月9日	・オンライン議会の課題調査として、見直しが必要と思われる取手市議会会議規則の条項について協議。
第11回	5月19日	・完全オンライン用の新しい会議規則素案に基づき、その調査検討過程において出された主な課題を実際の運営で解決することを目的として同日に開催されたオンライン模擬議会の内容を踏まえ協議。(オンライン開催)
第12回	6月22日	・オンライン模擬議会実施後の課題、オンライン委員会における表決と運営の課題について協議。(オンライン開催)
第13回	12月6日	・オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書について、滋賀県大津市議会と同時に同趣旨の意見書を共に提出することを委員会で可決。
第14回	12月20日	・参考人として、地域経営推進センター代表理事の中村 健氏、東京インタープレイ株式会社代表取締役社長の米田英輝氏、早稲田大学マニフェスト研究所ローカル・マネージャーの長内紳悟氏に出席いただき、オンライン会議規則の検証を実施。
第15回	令和4年 1月25日	・360度カメラを用いたオンライン委員会のインターネット配信状況等の確認のための模擬委員会及びZoom投票機能による議場内選挙の模擬を実施。(オンライン開催)
第16回	3月11日	・オンライン本会議を可能とする会議規則の検証及びZoom投票機能による議場内選挙の模擬を実施。(オンライン開催)
第17回	令和5年 3月16日	・オンライン議場内投票システム改良版のデモンストレーション実施日及び参考人の出席要請を協議。
第18回	4月7日	・参考人として、地域経営推進センター代表理事の中村 健氏、東京インタープレイ株式会社代表取締役社長の米田英輝氏、早稲田大学マニフェスト研究所ローカル・マネージャーの長内紳悟氏に出席いただき、オンライン本会議における投票システムによる模擬投票を実施。
第19回	9月7日	・これまでのデモテック戦略特別委員会の取組を市民に報告するデモテックフォーラムを市民との意見交換会と合同で実施することを決定。

第 20 回	12 月 5 日	・令和 5 年度第 2 回市民との意見交換会において実施したデモテックの取組についての報告を受けて頂いた意見や要望の調査及び投票システムによる模擬投票を実施。
--------	----------	---

3 中間報告

取手市議会は、令和 2 年 6 月 15 日に、早稲田大学、社団法人地域経営推進センター、東京インターネットプレイ株式会社、取手市議会及び同市議会事務局の四者で、デモテック（※）宣言を行い、また同年 7 月 5 日にはその四者で「新しい民主主義の手法を構築するチャレンジ連携に関する協定」、いわゆるデモテック連携協定を締結しました。

本委員会は、このデモテック宣言に基づく四者連携協定を踏まえ、当該戦略方針や事業運営等を調査研究し、効率的に全議員によるデモテック会議が進行されるよう、より専門的に進めていくため設置を求める決議が令和 2 年 9 月 4 日になされたことを契機に設置されました。

そして、本委員会においては、次の取組や課題抽出を行ってまいりました。

- (1) デモテック戦略行動計画
- (2) 完全オンライン・一部オンライン模擬議会を開催。議場に集まることなくタブレット、オンライン会議ソフトウェア（Zoom）を使用して、定例会の議会運営を実施し、その効果や各種課題を見出すために実施
- (3) オンライン議会の課題調査。課題として秘密会でのセキュリティや秘匿性の確保が挙げられた。
- (4) オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書を提出
- (5) 360 度カメラを用いたオンライン委員会インターネット配信状況等確認のための模擬委員会実施・Zoom 投票機能による議場内選挙の模擬を実施
- (6) オンライン本会議を可能とする会議規則の検証
- (7) オンライン本会議における投票システムによる模擬投票。課題として議員以外の者の氏名を記載する投票を行う場合の対応が挙げられた。
- (8) 市民との意見交換会にてデモテック戦略（オンラインを活用した議会）の取組報告

未だオンライン本会議の実現につながる地方自治法の改正までには至っていないものの、令和 4 年 12 月 28 日に第 33 次地方制度調査会から岸田内閣総理大臣に対し答申された「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」では、議会のデジタル化の項目が設けられ、議会へのオンラインによる出席に関する検討について記載されました。また、その第 33 次地方制度調査会での議論等を踏まえ、令和 5 年 2 月には総務省から通知（技術的助言）が出され、所要の手續を講じることで欠席議員がオンラインによる方法で質問をする道が開かれました。

加えて、これまでの技術的な面で課題となっていた選挙についても、タブレット端末やノートパソコン等を用いた投票システム機能の開発・検証が進められています。

残された課題としては、秘密会を開く議決があった場合の秘密性の担保をどのように行うかが挙げられます。また、本会議については、「現に議場にいるという意味での出席」を原則として堅持した場合のオンライン出席との法的な整合性や、議場という「場」とらわれないオンライン本会議を実施した場合における会議規則の条項の文言や解釈の整理についても、地方自治法の改正の議論とも関連し、引き続き課題として残っている状況です。

以上、本委員会における取組や課題を述べ、中間報告といたします。

※ デモテック (DemoTech)

I C TやA I 技術、テクノロジーを活用した多様な主体の参加と集合知により、民主主義をアップデートしようとする運動のことで、Democracy (民主主義) に Technology (技術) を掛け合わせ、「DemoTech (デモテック)」という造語で称したもの